

ちよっと雑学
大人のための
ジュエリー
社会科学習

最近では、ご自身の意思で、財産を整理される「生前整理」と呼ばれる活動があるようです。これも、日本のご年配の方が、情報通で、しかもご自分の財産を把握し、いわゆる第二の人生を楽しみたいというご意向が強く、健康年齢が上がってきている証拠なのでは？と見つめております。さて、ヴァンモアでは、貴金属の買取もさせていただいておりますので、こうした生前の御自身による財産整理などの際の税金について疑問を投げかけられることがしばしばありますが、状況によっては「税金がかかる!？」のでしょうか？。答えとしては一般的に事業者としてではなく、個人として宝石や貴金属を売却した場合は、「譲渡税」の枠に当てはまります。それは、売却価格から取得価格と売却に関してかかった経費（例えば査定手数料など）をマイナスして、計算した譲渡益から特別控除を差し引いた金額に対して譲渡税が課税される対象となります。特に、財産整理の中で土地や家屋の売却なども含め貴金属を売却した以外の譲渡益が出ている場合は、それも追加されますので慎重に税理士や税務署にご相談ください。簡単な説明としましてまずは、金・プラチナなどの地金の売却により得た利益は、原則譲渡所得として課税の対象となります。譲渡所得には年間50万円の特別控除があり、地金の譲渡益とそれ以外の譲渡益の合計額に対して50万円を超えた譲渡益額が課税の対象となります。譲渡所得は所有期間によって計算式が異なります。

断捨離には税金がかかる!?

つまり、その年の譲渡益が50万まででしたら控除額50万円を差し引き課税対象ではないということですが、それ以上の場合には課税対象となります。そして、宝石の場合ですがこちらは貴金属を売却した場合は金額が異なりますのでご注意ください。

売却価格 - (取得価格 + 売却費用) = 譲渡益

宝石&地金譲渡益 - 特別控除50万円 = 課税される金額 (30万円以上になれば課税)



さらに所有期間5年超えの宝石&地金となりますと課税される金額が1/2となります。

このように上記の計算式に当てはめると、取得した価格よりもかなり高額で売却できた場合にのみ課税されるということになります。こうした側面から見ると、貴金属はより投資目的、宝石類は生活用の動産と捉えられますよね。マイナス金利などという市場感の中で、貴金属への投資は人気にはなりますが、意外と売却した時の課税がかかるという点では、特なのか損なのか、見極めが必要になるのかなと思います。また、先にも書きましたが生前相続手続きなど相続税や譲渡税が複雑な場合や、個人としての売却でない場合として複数・多額の売却などがある方は、お近くの税務署にしっかりとご相談されることをお勧め致します。



全国へ

「自宅に居ながらジュエリーショップにいるような感覚」

でご提供している主な項目



<p>リングゲージバンド</p>	<p>プロポーズ</p> <p><i>Diamond Propose</i> <i>Silver sample rental Propose</i></p>
<p>ファッションジュエリー & ハイジュエリー</p>	<p>宅配リフォーム & 修理</p>
<p>ベビーリング</p>	<p>マリッジリング</p>
<p>エンゲージリング & ネックレス</p>	

ヴァンモアはオンラインでいつでも店頭におけるジュエリーやサービスを全国どこからでも閲覧いただきご購入やご相談ができるシステムを構築いたしました。様々なジュエリーや企画を随時掲載しておりますのでどうぞ自宅のパソコンやスマホからもお気軽にお楽しみください。

ヴァンモアへ期待のジュエリーサービスや希望のジュエリー作品などがございましたら、店頭スタッフまたはメールにてお気軽に伝えて頂けますと幸いです。

マルコ・ポーロの東方見聞録のような未だ見ぬ将来のお客様とのジュエリーストーリーを、今後も引き続き掲載して参ります。

ベルマーク♪寄贈に向けて着々と善意が貯まって来ています。



皆様のお陰で **8968.2 点!**

私達ができる社会貢献、大きな事は出来なくとも気持ちをを持つことが重要と始めてこんなにたくさんの方々から集まるとは思っていませんでした。ご郵便にて封筒でお届け頂けるなどホントに感謝しています♪。これからもカップルやご家族のお子様やお孫様と共に互助意識のサポートを継続して参ります。

ジュエリーで幸せを創造する会社 ヴァンモア

